

令和 8 年度 第 2 回建設局人権行政推進委員会

日 時 ： 令和 8 年 8 月 14 日（金） 10 時～11 時

場 所 ： 建設局応接室

議 題 ： 建設局職員の差別発言事象を受けた取組みについて

資 料

（資料 1）現在の検討状況

（資料 2）令和 8 年度建設局人権問題研修について

（参考資料）建設局人権行政推進委員会設置要綱

(資料 1)

現在の検討状況

1 対応経過

(1) 3月10日～12日

市会質疑（事象の報告）

(2) 5月8日

令和8年度 第1回建設局人権行政推進委員会

(3) 5月22日

市会質疑（中間報告）

(4) 対応の推移 ((1)～(3))

- ・ 主な議論項目は研修、再発防止策策定にあたっての外部有識者の活用、ドライブレコーダーの不適正利用（不適正事務≠本件会議の議論項目）である。
- ・ 主な項目ごとの市会からの指摘と対応状況は次表のとおりである。

議論機会 議論項目	3月市会 (3/10～12)	局委員会 (5/8)	5月市会 (5/22)
	指摘	対応	指摘
研修	講師の一方通行ではない、意識向上につながる研修	事象後に実施した「ディスカッション研修」を令和8年度も実施	方向性について了承
外部有識者の活用	外部有識者の意見を取り入れた再発防止策	第三者会議を立上げ、意見徴取→本委員会で実効性ある再発防止策取りまとめ	方向性について了承
ドライブレコーダー	原因究明と再発防止	局全保有車両のデータを確認のうえ全容を解明し、年内公表	「ドライブレコーダーの全庁的な実態調査」の実施の要請

(5) 7月3日 建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議（第1回）

① 設置目的

建設局で判明した差別事象事案（以下「本件事案」という。）に関して、市長の指示内容を踏まえ、建設局人権行政推進委員会において検討している差別事象の再発防止策の取組み等について、外部有識者の意見を聴取し、建設局職員の人権意識の向上、改善に資することを目的として設置。

② 意見聴取事項

（ア）本件事案の分析、検証及び評価に関すること

（イ）委員会で取りまとめる建設局職員の人権意識の向上、改善に向けた取組み及び再発防止策の検討に関すること

（ウ）その他、会議の目的達成に必要な事項

③ 会議メンバー

※50 音順、敬称略

氏 名	職 業
大岡 由佳	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部教授 ※元大阪市犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会委員
榊原 和穂	弁護士 ※現大阪市情報公開審査会委員
西田 芳正	元大阪公立大学現代システム科学研究科教授 ※元大阪市同和問題に関する有識者会議委員
三成 美保	追手門学院大学 法学部教授 ※元大阪市人権施策推進審議会会長

(6) 7月6日 大阪市同和問題に関する有識者会議（市民局担当）

建設局有識者会議（7月3日開催分）の内容について報告

2 建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議（7月3日開催）

(1) 主な議題

- ・有識者会議開催の背景と目的
- ・分析・検証の対象、方法
- ・保全済み SD カードにおける本件事象以外の差別発言の探索
- ・ヒアリング内容及び方法に関する意見聴取

(2) 保全済み SD カードにおける本件事象以外の差別発言の探索について

本件事案発生後速やかに本事象発生車両及びその他保有する車両計 531 台分の SD カード（約 3,000 時間分）を保全し、その記録を確認していくこととした。

しかしながら、有識者会議の事前説明及び第 1 回会議に際して、各メンバーから、存在の不明な差別発言のために本件に関係していない職員間のプライベートな会話を含む全ての記録データを確認することは、プライバシーの侵害や、過度の労務管理にならないか等慎重な対応を図るべきとの意見を複数いただいた。

そこで、これらの意見も踏まえ、次のとおり局の対応方針を定めた。

方針：保全済み SD カードにおける本件事象以外の差別発言の探索は行わない。

(理由)

- ・勤務中であっても職員のプライバシーが全く保護されないわけではない。（≡保護対象の権利となり得る。）
- ・一方で、SD カードの確認について、人権侵害の再発防止のためという目的は、公益性を有しており正当である。
- ・しかしながら、「存在の不明な発言のために職員のプライバシーを含む全数（531 台）のチェックが必要か」という趣旨の有識者の指摘について検討が必要である。
- ・この点、「公益目的のために一定の権利制約（ここでは職員のプライバシー）は許されるが、必要最小限でなければならない」という法の一般原則である比例原則の観点から疑義が残るところ。
- ・ゆえに、今般の SD カードの確認に関する対応としては、本件事案の事実確認に必要な範囲に限定し、今後は、差別を受けた、見聞きしたとする関係者からの新たな申し出があった場合に限って確認を行う。
- ・ただし、ドライブレコーダーのコネクター抜け等の管理規程違反の事象を受けた対応については、次表（参考）を参照。

(参考) コネクター抜け等のドライブレコーダー管理規程違反等について

方針：管理規程違反を確定するための必要最小限の確認を行う。

(理由)

531 台の SD カード保全時の動作確認により、当該車両以外にも約 50 台の車両で管理規程違反（コネクター抜け、音声機能オフ）が確認された。

ドライブレコーダーの搭載目的が事故処理の円滑化である以上、目的の達成を不能とするコネクター抜けの発覚を契機とした SD カード情報（画像・音声）の確認は正当であることから全車両の画像データの確認を実施する。

なお、音声の確認は必要最小限で行うものとする。具体的には、運転日誌、業務日誌等の公文書とドライブレコーダーの画像データの確認で管理規程違反が疑われる場合若しくは他の服務規律違反が疑われる場合で、それらの違反の特定が困難な場合は、映像に加えて音声データの確認を可とする。

また、本件調査の確認が終了すれば、保全した SD カードは違反証拠物件を除き、通常使用に復する。

3 今後の全体スケジュール（案）

令和8年8月14日 第2回建設局人権行政推進委員会

8月14日

～

9月30日 建設局人権問題研修

9月 上旬 第2回建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議

10月 上旬 第3回建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議

10月 下旬 第3回建設局人権行政推進委員会

11月 上旬 第4回建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議

11月 下旬 再発防止策公表

12月 4日 市会建設港湾委員会にて最終報告

令和8年度建設局人権問題研修について

令和8年2月3日に建設局職員による同和問題（部落差別）に関する差別発言を行う事象が発生しました。これを受け、3月4日に大阪市人権行政推進本部会議が開催され、市長から「差別を生まない、そして決して許さない職場風土を、組織の基盤として確立するよう」指示があり、当局としても人権行政推進委員会を開催し、改めて職員一人ひとりに人権行政の担い手であるという自覚を徹底させるとともに、差別の根絶に組織として速やかに取り組む必要性を確認し、「令和7年度所属別人権問題研修」をもとにディスカッション研修を実施してまいりました。

研修結果について局の人権行政推進委員会において検討を行い、従来のeラーニング研修より、ディスカッション研修を実施することで職員間の相互理解が深まるなど、より有効性が高まることを確認したため、今年度もディスカッション研修を行うこととしました。

この度、本市職員の度重なる差別発言を踏まえ、市民局が作成した新任主任研修における研修資料を活用し、当局においても同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権の視点を持って職務の遂行にあたる意識を高めることを目的として、ディスカッション研修を実施します。

細部実施要領については、別途、職員課より通知予定です。

職員一人ひとりが、率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを改めて、深く自覚しなければなりません。

そのためには、特に「マイクロアグレッション」や「アクティブバイスタンダー」の概念を理解したうえで、それを実践できる職員、すなわち、関係者を尊重した言動を心掛け、問題に直面したときには介入、支援できる職員の育成をめざします。

なお、市全体で取り組む所属別人権問題研修（例年年明け以降）実施の際には、有識者会議での意見や建設局人権行政推進委員会での議論も踏まえて、実施方法を検討してまいります。

(参考資料)

建設局人権行政推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取り組みや、差別事象への対応等について各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、建設局に「建設局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、建設局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、本部長、理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 委員長は協議事項に応じて関係する課長等に必要な事務を行わせることができる。

(協議事項)

第5条 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること
- (2) 局における職員に対する人権研修の取り組みに関すること
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- (5) その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (抄)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条第 4 項関係)

	補職名
委員	総務部長
	管財担当部長
	企画部長
	都心活性化担当部長
	工務担当部長
	道路公園・下水道設備担当部長
	道路河川部長
	街路担当部長
	下水道部長
	下水道経営企画担当部長
	下水道資源循環担当部長
	公園緑化部長
	事業連携担当部長
	公園企画運営担当部長
	公園整備活性化担当部長
	東部方面管理事務所長
	西部方面管理事務所長
	南部方面管理事務所長
	北部方面管理事務所長
	臨海地域事業調整担当部長
	淀川左岸線 2 期建設事務所長
	臨港方面管理事務所長